

# 各委員提出資料

## 目 次

秋田委員提出資料	．．．．． P . 1
菊池委員提出資料	．．．．． P . 3
坂崎委員提出資料	．．．．． P . 7
菅原委員提出資料	．．．．． P . 9
普光院委員提出資料	．．．．． P . 13
古渡委員提出資料	．．．．． P . 19
北條委員提出資料	．．．．． P . 21
山口委員提出資料	．．．．． P . 23

## 質の確保だけではなく質の向上に向けたさらなる検討を

秋田喜代美（東京大学教育学研究科）

取りまとめ案においては、今後以下の点をさらに残された検討課題として明確にする必要がある。この案のままでは量的拡大は部分的に実現されたとしても、保育・教育の質が下げる危険性も含んでいると考えられる。現行あるいはそれ以下の質での一定確保に留まるのではなく、子どもたちのために「質の向上」にむけてのさらなる詳細な検討と記述をお願いしたい。

1 取りまとめ案においてより詳細な記載や説明が求められる内容

### 1) <総合こども園法に関して>

- ① 学校教育法への総合こども園の位置づけの記載 幼保一体化の目的として「学校教育法に位置づけられる」と、この1年以上説明を受けそれに同意し、1条学校に布置するとし資料にも書かれてきた。学校教育と保育の両面を学校教育法では記述することの困難は理解できるが、法制上の可能性があるならば、学校教育法第1条1項のみには「総合こども園」の名称が、学校教育体系の一連の流れに位置づくことを、乳幼児期の保育教育がその後の学校教育の基礎を培うことを乳幼児期の保育教育関係者以外のすべての教育にかかわる人たちや社会の人々に、その働きや位置づけを知ってもらうために係れることが望ましい。
- ② 学校教育法の幼稚園教育と総合こども園の内容の対応 総合こども園法に記載する場合には、現行の学校教育法22条から28条と同じ内容が、教育の内容として子ども園法にも書かれることが必要である。
- ③ 養護の記載のあり方 今回の資料では、「養護」が5領域の内容と全く同様に並べられて六番目として記されて書かれている。その位置づけは、現行の保育所保育指針の「養護」の位置づけとも異なっているし、これまで子ども指針WTで議論してきた点とも明らかに異なっている。教育内容5領域との横並びではなく、総合施設の保育の営みの根幹として養護を法令上に別途明記することが重要である。
- ④ 0-2歳保育の位置づけの記載 法律上の位置づけとして学校教育法にあたる3-5歳部分では上記内容が適用されるが、0-2歳の児童福祉法上にあたる保育部分に関しても総合こども園法においては、3-5歳の学校教育内容に連続する保育は「養護と教育の一体的展開」として一貫してなされることを記してもらいたい。
- ⑤ 用語「保育」の再吟味 児童福祉法に該当する部分を「保育」と法的に呼んでその目的を指示する際の説明に語を使いわけけるには同意してきた。しかし保育所も幼稚園も皆養護と教育の一体的展開として行為として「保育し」てきており、そこに保育者がどの施設形態でも一体的に行っている共通の営みを見出そうとしてきた。学校教育法23条で「保育し」の語が法改正の中でも残されてきた理由もそこにある。しかし今回の表では「教育と保育を一体的に実施」となっている。これらの語の整理は、あらためて総合こども園法や総合保育要領を作成するまでにきちんと検討していただきたい。

### 2) <国の所管組織体制に関して>

- ① 省庁間の関係：「総合こども園は、内閣府所管としながら、文科省・厚労省との調整を図る」としているが具体的な分担の記述がいまだ不明確である。「子ども・子育て支援法は企画立案から執行までを一元的に内閣府で所管」としながらも、「新システムの一元的な実施体制

を担保することを目的として法律上の総合調整権限を持たせる」とある。もっぱら内閣府が所管するのであれば、総合調整の必要はなく、具体的に、何を総合調整するのかを明らかにしてもらいたい。

- ② 内閣府内の組織体制 もし内閣府で、指定基準・総合こども園の施設基準の設定及び地方公共団体等に対する指導を直接行うのであれば、それにふさわしい執行体制を内閣府に置く必要があり、その具体的体制（部、局、課等）を今後明確にしていく必要がある。子ども家庭省までいかなくても、重要な改革であり、長期的に子どものことを考えると、課や推進室レベルではなく部局レベルで、子どもを中心とした組織を内閣府内にきちんと設置していただきたい。

2 取りまとめ案に十分には書かれていないが記載あるいは今後議論が必要な点

#### <保育の質向上のための施策の具体的記載>

- 1) 質の確保や保障は書かれているが質の向上策が明確に記されていない。質の確保として参入時の規制や運営における経理的な側面だけではなく、保育過程の質の向上を保障する仕組みの導入を今後あわせて検討していくことが不可欠である。「子ども子育て会議においても費用の使途実績、事業の効果等の点検評価（PDCA）」として経営面の記載はなされているが、保育の質をさらに高めていく方策はこのとりまとめ案においては\*での注記に留まっている。公費を投入するのであるから、保育過程の質への自己評価の義務付けと関係者評価、第三者評価の努力義務化についてはより客観的な評価制度や認証システムを導入すること、良質の保育教諭を継続的に雇用するために常勤の一定経験年数以上の保育者の雇用を公定価格に反映させていく制度、職員配置基準の引き上げの具体的実数などについて議論し省令等に明記し定める必要がある。
- 2) 保育者の資質向上：保育者は保育の質の向上の要である。それは研修制度だけではなく、養成制度においても幼稚園教諭と保育士登録の併有の2元システムで今後も続くのかの議論は必要である。
- 3) 国が定める従うべき基準に関しては質が現行より下がらないような基準設定が必要である。（地方分権一括法により制定された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の制定（平成24年4月1日施行）の標準によるのではなく、待機児童対策を新システムで講ずるのであるから、長期的にどの地域でも同一の最低基準とし現行の基準以上の水準設定をすべきである。
- 4) 社会的養護、障害児に対する支援については総合こども園になるなどの法人でも優先的に受け入れが可能となる体制づくりがすべての地域で求められる。
- 5) 放課後児童クラブにおいても、案②のように職員の資格、員数は従うべき基準として国が責任を持って基準を決めることが保育の質の連続性からも望まれる。

## 子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)への意見

全国保育協議会

- 全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、次代の日本を担うすべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けることができる一体的な改革として「子ども・子育て新システム」が実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。
- 「子ども・子育て新システム」は、基本制度案要綱(平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定)で示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を、利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担や子ども家庭省(仮称)の創設等、政府の推進体制・財源の一元化等の制度の根幹たる事項をロードマップ(工程表)に明確に示した上で、一体的に実現すべきである。
- 全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱に沿った制度設計を要望するとともに、国に設置される子ども・子育て会議(仮称)は、基本制度 WT 委員の参画をもって構成すべきである。
- 本日晒された基本制度とりまとめ(案)には次のような課題がある。意見をふまえた制度設計をいただきたい。
  1. 「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」の児童福祉としての役割維持
    - ・すべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けられるよう、保育所が果たしてきた機能を継承し、「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」に児童福祉としての役割が維持されるように法定すべき。
    - ・子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障するべき。
  2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
    - ・十分な量の財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることは認められない。
    - ・制度施行における質の改善・向上に係る項目については、消費税制の段階的な引き上げにともなう実施事項や実施目標年度やその値等について明示すべき。
    - ・安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることが必要不可欠であり、保育所運営費の一般財源化は認められない。

### 3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実すべき

- ・被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように、応諾義務を必須とすべき。
- ・こども園給付(仮称)で、質の確保・向上が図られた国が定める基準に基づく学校教育・保育を提供するために必要な水準をすべての子どもに保障し、実費以外の上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じない制度とすべき。
- ・低所得者に対する補足給付については、地域格差が生じない制度設計とすべき。

### 4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

- ・公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、質と量を確保した子どもの育ちを保障する環境を実現するために、基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法に定めるべき。
- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
  - ② 質の確保されたサービスの提供責務
  - ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
  - ④ サービスの費用・給付の支払い責務
  - ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

### 5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならぬ

#### (1) 子ども・子育て包括交付金(仮称)について

- ・地域の子育て環境やニーズに応じた効果的な運用を可能としつつ、保育や子どもの発達保障に地域格差を生み出すことがない制度設計とし、子ども・子育てに確実に使われる仕組みを制度上で担保すべき。

#### (2) 指定制について

- ・子どもの健やかな育ちを保障するために、導入が予定されている指定制における基準は、現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとすべき。
- ・具体的な質の確保、向上の事項として、開所時間中の職員配置の充実、グループの小規模化や保育教諭(仮称)の研修時間・教材準備時間の確保ならびに、保育士の処遇改善が実現されるべき。
- ・上記については、本とりまとめに具体的項目を整理して明記すべき。

#### (3) 繰入れ・剰余金の取り扱いについて

- ・子どもに供するため、社会全体(国・地方・事業主・個人)から拠出された財源が、一般の企業活動や配当をもって外部に流出することは、拠出者の理解が得られない。

- ・こども園(仮称)における繰入れは、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

#### (4) 公定価格について

- ・公定価格へ施設の減価償却費の一定割合に相当する費用を算定することは、撤退時の資金や資産の取り扱いに公の支配が及ばない主体についても子どもに係る事業の再生産たる施設整備を支援するための費用が支出されることになり、認められない。
- ・賃借や公有資産を活用した事業運営については、相応の公定価格が算定されるべき。

#### (5) 私学助成の継続について

- ・平成24年1月6日に閣議報告された社会保障・税一体改革素案に提示の「給付システムと施設の一体化」を前提に、「幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度の構築」を実現するため、制度として普遍的に私学助成を残すべきではなく、時限を切った制度運用が図られるべき。
- ・具体的には、「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への移行を促進」を強化し、待機児童解消が達成できる仕組みとすべき。

#### (6) 地域型保育給付(仮称)について

- ・地域型保育(仮称)を充実することによる都市部の待機児童対策において、面積基準を「参酌すべき基準」とすることは、質を確保した子どもの育ちを保障する環境が担保されず、認められない。

#### (7) 地方版子ども・子育て会議の設置について

- ・指定・認可権者と一体として、設置必須と法定すべき。

### 6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

- ・「総合こども園(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべき。

### 7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

- ・保育の認定を受けない長時間利用については、現状、幼稚園での預かり保育が保育機能と同等の性格を有することから、利用者負担は総合こども園(仮称)利用者と同等にすべき。



## 子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ（案）に対する意見

平成24年1月20日  
社会福祉法人日本保育協会

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ（案）に対する意見は、次のとおりである。

### 1. 市町村の権限と責務の法律上の位置付け

子ども・子育て新システムの第一の目的は保育所待機児童の解消にあり、そのためには的確なニーズを把握した「市町村新システム事業計画（仮称）」の策定と確実な実行が必要である。一方、現行制度においては、一定数の待機児童がいる特定市町村に対する保育計画の策定義務が法制化されているが一向に待機児童が解消されない状況にある。

少子化対策は喫緊の課題であり保育の供給体制の緊急整備が最大の課題である。「市町村新システム事業計画（仮称）」等による市町村の保育の供給体制整備が緊急かつ確実に確保され、保育の認定が行われた子どもに対し確実に保育が保障されるよう市町村の保育の実施責務について、法制上より強固な規定とすべきである。

### 2. こども園給付（仮称）の用途制限

こども園給付（仮称）について、総合こども園（仮称）においては一定の制限を設けることとしているが、こども園（仮称）全体としては、原則として他会計への繰入れや株式配当等への用途制限の規制を行わないこととしている。

こども園給付（仮称）の創設により、保育所運営費が個人給付による代理受領という形式に変更され施設が受取ることになるが、元を正せば明らかに公費である。介護保険制度においては、介護職員の適正な給与水準の確保等について、運営段階における問題が指摘され、処遇改善交付金やキャリアパスの仕組みなどが導入されている。

こども園給付（仮称）の用途については、保育の質が確実に保障されるよう運営段階においても必要な規制を行うべきであり、株主への配当は認めるべきではなく、また、他会計への繰入れは厳しい制限が必要である。

また、学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築くものであり、保育の質の維持向上を図って行くためには保育教諭等の人材確保対策が極めて重要である。こども園給付（仮称）に当たっても介護保険制度の反省を踏まえ、人材確保のために運営段階におけるキャリアパスの仕組みや園長資格など保育の質の向上のための仕組みの導入や規制が必要である。

### 3. 認可と指定・指導監督の主体

認可と指定・指導監督の主体は、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設けることとし、認可や指定に当たっては関係市町村から意見を求めることが適当と考える。

#### 4. 上乗せ徴収

現在の保育料等の保護者負担については、幼稚園は自由価格、保育所は公定価格と両制度には大きな違いがあり、さらに入学金の有無も大きく異なる。

こども園給付（仮称）の創設は公定価格制度による給付の一体化を目指すものであり、保育料の実費徴収以外の上乗せ徴収の取扱については、設置主体により異なる取扱にするのではなく、一定の統一的な取扱基準を定めるべきである。

#### 5. 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

##### （1）総合こども園（仮称）の設置基準

総合こども園（仮称）については、単に学校教育法に基づく幼稚園及び児童福祉法に基づく保育所の双方の認可を受けた施設とされているが、両施設の現状は、3歳未満児の受入や開所時間、夏休み等長期休暇の有無など施設の運営実態は多岐に亘っている。

従って、総合こども園（仮称）については、保護者にとって分かり易い施設とするために、3歳未満児の受入、開所時間等の施設運営の基本的事項について一定の統一基準を定めるべきである。

また、保育所の設置基準については、戦後間もない時期に定められたままであり乳幼児の発達や国民生活の向上に対応した基準とはなっていない。総合こども園（仮称）への移行時は既存の幼稚園及び保育所を単に繋ぎ合わせた基準となってもやむを得ないとしても、将来に向けて総合こども園（仮称）の機能に相応しい施設基準を定め、施設の創設や改築等に併せて計画的に改善を図っていくべきである。

##### （2）施設に置かれる職員

施設に置かれる職員については、現行の幼稚園と保育所の基準に大きな違いがある。総合こども園（仮称）に置かれる職員については、現在の基準を繋ぎ合わせたものとするのではなく施設機能に応じた職員基準について検討し、新たな基準を定めるべきである。

また、待機児童の解消は3歳未満児の保育需要であり、今後低年齢児が益々増加する。これら乳幼児に対しては健康や保健に十分配慮した保育が必要であるが、現在の保育所の保健体制は極めて不十分である。感染症や体調不良等への対応を含む小児の健康や保健体制を確保するための看護師等の配置が急務である。

#### 6. 費用負担

こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は負担金とし、国と地方の費用負担の割合は、1：1とすべきである。

## 子ども子育て新システム検討作業グループ 基本制度ワーキングチーム第19回会合への意見表明

幼保一体化WT構成員  
(公社)全国私立保育園連盟 常務理事 菅原 良次

以下に、これまで本WTで述べさせて頂いた意見を踏まえて、いくつか残された課題に対する意見を申し上げます。

### 1) こども園(仮称)の「指定・指導監督」の主体は基本的に市町村にすべきと考えます。

- これまでも示されてきた「子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にし、すべての子どもの健やかな育ちを都道府県・国が市町村を重層的に支え保障する」考え方に賛成です。
- そうした考えから「こども園給付(仮称)の主体、事業を提供する責務」についても市町村に位置づけるとしたことについても積極的に評価します。
- 「こども園(仮称)の指定・指導監督権の主体」について、現在いくつかの案が示されていますが、「都道府県を基本としつつ、大都市特例を設ける」案については、現行の保育制度も同様であることから、反対するものではありません。しかしながら、今回の新システムの目的と理念でもある地域主権(分権)の視点と、上記に基づく利用者、地域住民の視点による「子ども・子育て」への支援を、より実効性のある制度にする意味から、その権限の主体は基本的に市町村とするべきと考えます。しかし、人口規模によっては実際上困難な自治体もあることは考えられるため、一定程度の人口規模以上の自治体にする等の方法について検討される必要があると考えます。
- なお総合こども園(仮称)に係わる認可・指導監督の主体については「都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府県並びに指定都市及び中核市とする」案に賛同します。

### 2) ワーク・ライフ・バランスにおける事業主の責務について

- とくに事業主の責務の位置づけについては、これまで示された「子ども・子育て支援法(仮称)に、事業主自らのワーク・ライフ・バランスへの取組や、国や地方の施策への協力を、事業主の責務として規定する」考え方を積極的に評価します。
- 事業主として、事業所で就労する人の家庭における子どもの健やかな育ちを保障する責務があると考えます。1994年に日本も批准している国際条約としての「児童の権利に関する条約」の第3条「児童の最善の利益」と第6条の「生命に対する固有の権利」に定められる「子どもの育ち・安全・生命の保持」とそのための子育て環境については、就労者(子育て家庭)の各事業所における日常の働き方が直接影響する問題です。そうした視点から、事業主の責務をより社会的なものとして具体的に明確にするのがワーク・ライフ・バランスであると考えます。
- 時代の進歩と急速に進むグローバル化の中で、事業(企業)活動を支える優れた人材養成がより一層求められています。その際に最も重要なことは、将来を担う子どもの乳幼児期に良質な保育・幼児教育を保障することにあります。
- 核家族、ひとり親世帯の増加、地域の疎外化が進んだ今日、他方では家族の役割分担と家族観が変化する中で、最も改善を求められるのが働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現です。

さらに、少子化・人口減少が、現実の社会における労働力、社会保障の行方に大きな影を落しており、それらの課題解決のために新システムの構築が重要であり、その主軸はワーク・ライフ・バランスの積極的推進といえます。

- 一方、新システムの理念である「子育てを社会全体で支える」の中で最も重要な課題は財源の問題です。政府は「社会保障・税一体改革素案について」に基づき関連法案を、今期通常国会に提出することを閣議において決定しました。

そうした中で、現行の制度においても事業主負担が行われていますが、国際的に先進国の中で必ずしも高くはない状況があります※。事業主が、日本の将来を担う優れた人材を育成する責任を持つという大きな視点に立ち、より積極的な財政的協力をステークホルダーである「子ども・子育て会議（仮称）」と新システム事業計画への参画と併せて志向されることを期待します。

※ ex. 児童・家庭関係社会支出の対GDP比スウェーデン0.96、フランス1.75、日本0.10(2003年度、日本は2007年度予算ベース)

- なお「次世代法の事業主行動計画の位置づけ」については、これまでWTの各委員より同様に出示されたワーク・ライフ・バランス確保の重要性についての意見を踏まえ、次世代法の期限以降の取扱いを政府においてより積極的に検討する必要があると考えます。

### 3) こども園(仮称) 余剰金の取り扱いについて

- 株主への配当問題についてこれまでの案では「総合こども園（仮称）」は「株主への配当等については一定の上限を設ける」とされていますが、こども園給付（仮称）の方では「他事業会計との区分経理は求めるが、繰り入れや剰余金の配当に関して、法的な規制は行わない」となっています。

新システムの設計は、すべての「子ども」と「法人」に公正・公平な制度としての「イコールフッテング」を一つの基本的な考えに据え、検討されてきました。そうした考えから「条件を満たした事業所（法人）には、一体的なこども園給付（仮称）を適用する」とこととされ、施設としての「総合こども園（仮称）」への移行も認める制度とする方向で検討されてきたと思います。

以上の基本的考え方に則した場合、学校法人、社会福祉法人に認められていない「配当」を株式会社のみ認めることは、イコールフッテングの考えに矛盾するのではないかと考えます。例えば、社会福祉法人には、理事会費用も認められていないこと。一方で、配当は株主個人が対象であり、こども園給付（仮称）は公的給付であること等のことから、「繰り入れや剰余金の配当に関して、法的な規制は行わない」については、さらに慎重に検討される必要があると考えます。

- なお、これまでも述べたように当連盟としては「総合こども園（仮称）会計から株主への配当について」は認めないものであり、「総合こども園（仮称）への株式会社参入の位置づけについては、あくまで「地域の実情に応じた例外」とすべきとした意見であることは、念のため申し添えます。

### 4) 総合こども園（仮称） 私立施設に対する機関補助（私学助成）の適用について

- 「特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの（例：特別支援教育、幼児教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組み）については、幼児教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方にに基づき、社会福祉人立も含め総合こども園（仮称）を対象に追加する」について以下の意見を提案します。

- 条件を満たし総合こども園（仮称）に移行する事業主体は、イコールフッテングに基づき移行

が認められるものであり、一体的に行われるこども園給付(仮称)以外に特定の補助が別々の名称で給付される制度には反対です。総合こども園(仮称)で行われる「学校教育法」と「児童福祉法」に基づく幼児教育・保育はあくまで「こども園(給付)」の中で解決するべきです。

事業主体(法人)によって名称・制度が異なるような補助制度を残す方向ではなく、新システムとして一体化した制度を検討されるべきと考えます。

## 5) こども園(仮称)等の基準に関する地方裁量について

- こども園(仮称)等の指定・認可基準については、地方分権の議論において整理された地方公共団体の裁量の範囲と統合的なものとして、国が定める基準を踏まえ、指定・認可権限を有する地方公共団体が条例で定めることとする必要があります。
- また、国が定める基準については、学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎として、①「職員の資格、員数(学級の編制)」、「保育室及びその面積」、「利用定員」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」とするべきです。
- 「地域型保育給付(仮称)の指定基準について」は、現状の国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとすること。国が定める基準については、例えば「職員の資格、員数」、「利用定員」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」としつつ、すべての子どもに良質な保育・幼児教育が保障されることが重要と言えます。

## 6) 子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象について

- 子ども・子育て包括交付金(仮称)については、①子どものための現金給付、②こども園給付・地域型保育給付、③市町村事業の3区分の総称として位置づけるべきと考えます。

## 7) 公立こども園(仮称)の財政措置

- 公立こども園(仮称)も新システムの対象として、費用負担は市町村が10分の10負担とする案に賛同します。

## 8) 市町村事業(子ども・子育て支援事業(仮称))について

- 子ども・子育て支援事業(仮称)の対象範囲については、新システムの対象事業に位置付け、法定するとともに、包括交付金の対象とする案にすべきと考えます。

## 9) 子ども・子育て支援事業(仮称)における国の基準と地方の裁量について

- 中間とりまとめで国が基準を定めることを明記した放課後児童クラブ、妊婦健診について、法令上の基準を新たに設定することが求められます。
- 現在、国が法令上の基準を設定している地域子育て支援拠点事業及び一時預かりについては踏襲するとともに、現在、法律上の根拠を有しない事業については、法律に事業の根拠、定義を位置付ける等の必要があります。
- 子ども・子育て支援事業(仮称)についても、すべての子どもに良質な保育・幼児教育が保障される方向に整備されることが重要であると考えます。

## 10) 実費徴収に係る低所得者に対する公費による補足給付について

- 国において定める実費徴収に関する基準、地域における実態を踏まえつつ、市町村において必要な給付を行う事業とする考え方に賛同します。

## 11) 計画策定と関係当事者の参画・関与について

- 「都道府県新システム事業支援計画(仮称)の記載事項」については、「・こども園給付(仮称)に係る需要量の見込み、見込み量確保のための方策 ・幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策 ・市町村が行う事業との連携方策(社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業)」等、新たな給付・事業を実施する上で必要な取組みについて、必須記載事項とする考え方に賛同します。
- 「市町村新システム事業計画(仮称)の記載事項」については、「・圏域の設定 ・需要量の見込み ・見込量確保のための方策 ・幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策」等を必須記載事項とする考え方を支持します。

## 12) 計画策定に当たって、地方自治体において、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組みについて

- 「関係当事者の意見聴取を義務付け、指定及び指導監督権限の行使の際には、当該地方自治体は、会議体を置く場合にはその会議体の意見を聴くこととし、会議体を置いていない場合には、類似の機能を有する既存の会議体の意見を聴くこととする」ことは必要であると考えます。

ただし、前回18回会合でも提出した意見のように、新システム成功のポイントは「子ども・子育て会議(仮称)」の設置にあり、国はもとより、定着しつつある地方分権(地域主権)の上からも、都道府県への設置は当然であり、とくに市町村についても「基本的に」義務化すべきと考えます。

一方で、とくに人口の小規模な自治体については、そうした組織体の設置が困難な地域も予想されることから、子ども・子育て会議(仮称)に代わる「審議会等の会議体」又は「利用者、住民の意見が聴取でき参画できる場」を設ける等も考えられます。